

令和8年度
第2回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和8年5月11日開会

高松市農業委員会

令和8年度第2回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和8年5月11日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所 13階 大会議室

出席委員 18人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 16番 河田 薫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔

欠席委員 6人

- 2番 真鍋 俊二
- 5番 太田 政美
- 10番 赤松 貞廣
- 15番 藤澤 鶴夫
- 22番 橋田 行子
- 25番 山田 憲一

農業委員会事務局出席者

事務局 長

兼農政課長 塚原 雅樹

農政課長補佐 森 亮介

農政管理係長 山崎 博司

副 主 幹 小松 真理

副 主 幹 金田 篤宗

主任主事 福田 泰三

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 非農地証明願について

議案第12号 高松農業振興地域計画の変更に係る意見について

議案第13号 みどり豊かであらうおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について

議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について

議案第15号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長（会長） ただ今から、令和8年度第2回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中18人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、2番 真鍋委員、5番 太田委員、10番 赤松委員、15番 藤澤委員、22番 橋田委員、25番 山田委員の6名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番谷口委員及び24番奈良委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番から3番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2ページを御覧ください。

5番は、耕作目的のため、中間管理法の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番は、耕作目的のため、中間管理法の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3条許可申請使用貸借の1番に関連しています。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

1番と2番は、耕作目的のため、中間管理法により貸借していた農地について返還を受けたもので、返還条件はありません。

なお、令和7年7月31日の総会決議により解散した農事組合法人が、貸借したまま残っていた農地を遡って返還するものです。

3番は、売買目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3条許可申請所有権の11番に関連しています。

4ページを御覧ください。

4番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

5番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について7件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

福田主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。

1番、2番は、令和2年3月10日付けで、転用目的、営農型太陽光発電設備用地、下部農地栽培作物をオリーブ苗木として転用許可を受けていましたが、より十分な営農及び収益確保の必要から、下部農地栽培作物をサカキとするため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

なお、転用面積については、当初計画と変更がございません。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案2号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

福田主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、貸住宅兼作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

家族の増加により居宅及び作業所が必要となったことから、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番、3番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在の耕作者が高齢化し、農業経営が困難となり、代替の耕作者を探しても見つからなかったことや、安定した収入確保の為、共同住宅経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

申請地近隣区域での倉庫不足による需要に応えるため、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和63年頃に建築済みですが、相続した農地について調査していたところ転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族の増加により居宅が手狭となったことから、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年頃に建築済みですが、筆界未定地の解消のため、所有農地の調査を行ったところ、住宅敷地が農地へと越境していたことが判明したことから、無断転用の解消を図るもので、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が396.08平方メートルあります。

7ページを御覧ください。

6番は、農家住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具などの増加により農業用倉庫が必要となったことから、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年頃に建築済みですが、相続した農地を整理するため、調査をしたところ、転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が454.50平方メートルあります。

7番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。県道国分寺中道

線の慢性的な渋滞により、隣接所有地への進入路として利用するために転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和元年頃に造成済みですが、土地の分筆登記のための測量・調査の際に、転用許可を受けていないことが判明したことから、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が1,008.22平方メートルあります。

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農作業の利便性向上のため、居住地の隣接地に農機具の保管場所及び進入路を確保すべく転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和46年頃に造成済みですが、農地について調査していたところ、転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が643.07平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

小松副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番から3番は、令和7年12月15日付けで、特定建築条件付売買予定地用地として、農地法第5条第1項の規定による転用許可申請をしていましたが、この度、転用区域の見直しをするため、許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については

受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小松副主幹 議案書第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、平成13年3月27日付けで店舗用地として、農地法第5条第1項の規定による賃借権設定の許可を受けていましたが、建築費用の高騰により転用計画が廃止となったため、許可の取消願があったものです。

5条許可申請使用貸借8番と関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第5号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小松副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明申し上げます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、令和元年9月13日付けで、住宅2階建3棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、土地購入者からの要望により、平屋建2棟に変更し、工事期間を令和9年12月31日まで延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第6号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号については承認することに決定いた

しました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の谷口委員より報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、奈良委員と私の2名で、5月8日に現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転5件です。また、所有権移転の2番、4番については、香川県農業会議の常設審議委員会の現地調査を実施しています。

内容につきましては、1番、2番を私が、3番以降を奈良委員から報告します。

それでは、別紙の5条特別議案書を御覧ください。

議案番号1、申請地は、ことでん琴平線仏生山駅南1キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は、鉄道の駅や小学校にも近く、周辺には商業施設が充実しており、生活及び市内中心部への通勤・通学に便利で、宅地購買層に需要の高い地域にあり、営業活動から得た顧客の要望に応えるため、申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

議案番号2、申請地は、香川県立香川中央高等学校南西1.2キロメートルに在り、運送業を営む法人が倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自社の営業所の西側に位置し、県道円座香南線に面した物流センターに隣接する好立地にあることから、選定されたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路等が61.36平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、3番からは、奈良委員が説明します。

奈良委員 現地調査委員の奈良です。

議案番号3、申請地は、高松市立川岡小学校南東400メートルに在り、土木建築工事業を営む法人が露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在、転用者は資材置場を所有しておらず、事業の拡大により工事の受注が増加しており、業務の円滑な遂行が困難となってきたことから、資材置場が必要となったものです。

代替地の検討もされた結果、申請地は県道円座香南線に面しており、業者との取引にも利便性の高い申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

議案番号4、申請地は、高松市立川岡小学校西2キロメートルに在り、土木工事業を営む法人が露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自社所有の資材置場が不足していることから、候補地を比較検討した結果、申請地は、本社事務所から比較的近く、事業規模に対して十分な面積を有し、主要地方道国分寺中通線沿線に在り、事業車両の出入り及び作業効率の良い用地で、この度、土地所有者との売買協議が整い計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、910.08平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

議案番号5、申請地は、高松市立国分寺南部小学校北700メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地周辺は、合併前から第一種住居地域に位置付けられており、宅地化が著しく、近くの主要地方道国分寺中通線沿線は商業・医療施設が充実しており、生活に便利で、潜在的に宅地購入需要の高い地域で、選定地は、最近の顧客の要望を満たす広い区画面積が計画できる用地で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転5件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による

許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。

なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小松副主幹 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、766.06平方メートルあります。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路等が、304.02平方メートルあります。

4番は、特別議案です。

12ページを御覧ください。

5番は、診療所拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、診療所に隣接し、利用及び管理がし易いことから、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が881.51平方メートルあります。

5条許可申請所有権6番と関連しています。

6番は、診療所の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、診療所に近接し、利用及び管理がし易いことから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が881.51平方メートルあります。

5条許可申請所有権5番の議案と関連しています。

7番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近接し、利用及び管理がし易いことから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が890.70平方メートルあります。

13ページを御覧ください。

8番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が327.21平方メートルあります。

9番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路等が213.92平方メートルあります。

10番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路等が204.00平方メートルあります。

14ページを御覧ください。

11番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用許可済地が4.31平方メートルあります。

15番は、宿泊施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国内外から注目が高い庵治町で、同様の宿泊施設の稼働率も高く需要が見込めることから、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が508.73平方メートルあります。

15ページを御覧ください。

16番は、長屋住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請されたものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、同地域での事業が順調に伸びており、代替地の検討もされた結果、新たな分譲住宅の建築に妥当な面積であることから、選定したも

ので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在、借家住まいの申請人が、両親の住まいに近く、将来的な介護扶助が見込めることから、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可申請使用貸借7番に関連しています。

19番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、勤務先から近く、通勤に便利であることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和3年頃に造成済みですが、今般、転用許可を得ていないことが判明したことから追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は本社からも近く、不足している従業員駐車場を補う広さがあることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和3年頃に造成済みですが、今般、転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

16ページを御覧ください。

21番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、交通の便が良く、周辺にも学校、商業施設、病院が存在し、生活に便利な場所であり、同地域の住宅購入の要望を得ていることから、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存のアパートと隣接しており、排水経路として最適であることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成17年頃に造成済みですが、今般、転用許可を得ていないことが判

明したことから追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が509.20平方メートルあります。

23番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在、借家住まいで子どもの成長により、住居が手狭となったことから、公共施設に近く交通の便が良い申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年頃に建築済みですが、今般、転用許可を得ていないことが判明したことから追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

17ページを御覧ください。

24番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に接し、取排水も可能で、周辺に病院、商業施設、学校等が周辺にあり、需要が高いエリアであることから、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

18ページを御覧ください。

26番は、特別議案です。

27番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近接し、利用及び管理がし易いことから、露天駐車場用地として選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が1,126.09平方メートルあります。

28番は、特別議案です。

29番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者と

の調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が5.46平方メートルあります。

19ページを御覧ください。

30番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業倉庫の建築に当たり、自宅に隣接し、利用及び管理がし易いことから、宅地拡張用地として選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年頃に建築済みですが、今般、転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が454.50平方メートルあります。

4条許可申請6番と関連しています。

31番は、納屋拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、父の自宅に隣接しており、利用及び管理がし易いことから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和25年頃に建築済みですが、今般、転用許可を得ていないことが判明したことから追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が156.45平方メートルあります。

32番は、貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

33番は、住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、賃貸住宅経営により収入を得るため、不動産業者の調査協力を得て最適地を選定したもので、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

20ページを御覧ください。

34番は、特別議案です。

21ページを御覧ください。

35番は、特別議案です。

36番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、亀田南町

内に分譲住宅地の購入希望の顧客があり、依頼を受けていることから、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請です。

22ページを御覧ください。

1番は、露天駐車場用地として転用申請されたものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、隣接して経営する店舗での駐車場不足を解消するため転用申請したもので、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が1,737.00平方メートルあります。

2番は、露天資材置場用地として転用申請されたものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、土木工事業を営む個人事業主が、現在利用の事務所や資材置場が手狭となり、事業運営に支障をきたしていることから、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、貸宿泊施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、近年の観光需要の高まりにより、宿泊施設の利用が増加していることから、転用申請したもので、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、露天資材置場用地として転用申請されたものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、エクステリア事業を営む個人事業主が、代替地の検討もされた結果、資材置場が手狭となり、事業運営に支障をきたしていることから、事業所から近く利便性の高い申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成29年頃に造成済みですが、今般、転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るものであり、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

23ページを御覧ください。

1番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、両親の住まいに近く、子育ての協力や両親の将来的な介護など相互扶助が見込めることから、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成27年頃に造成済みですが、今般、転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が115.98平方メートルあります。

2番も、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、現在、借家住まいの申請人が、実家に隣接しており、今後の営農支援など利便性の高い申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、両親との同居が子どもの成長から手狭となったことから、実家に隣接し利便性が良い申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在、借家住まいの申請人が、今後の生活を見据え、実家に近接しており、利便性が良いことから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

24ページを御覧ください。

5番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、婚姻により新生活を始めるに当たり、実家近くにある祖父の所有地の中から選定したものであり、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在、借家住まいの申請人が、両親の住まいに近く、子育ての協力や両親の将来的な介護扶助が見込めることから、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、両親の住まいに近いことから、両親の将来的な介護などに支障がないことから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可申請所有権18番と関連しています。

8番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、子どもの成長に伴い、住居が手狭となったことから、転用申請したものであり、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可取消願1番に関連しています。

9番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、両親の住まいに近く、子育ての協力や両親の将来的な介護などに支障がないことから、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

25ページを御覧ください。

10番は、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、土木工事業を営む法人が、代替地の検討もされた結果、現在の進入路が狭いため、新しく進入路の整備が必要であることから、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和6年頃に造成済みですが、今般、転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が1,542.06平方メートルあります。

11番も、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、土木工事業を営む法人が、代替地の検討もされた結果、取扱う資材の量が増えたため、重機を駐める場所がなくなり、用地の拡張が必要となったことから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和6年頃に造成済みですが、今般、転用許可を得ていないことが判

明したことから、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が9,011.00平方メートルあります。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権31件、賃借権4件、使用貸借11件、計46件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書26ページを御覧ください。

1番は、令和7年11月10日付けで、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可を受けていましたが、譲渡人が別の方に農地として権利移転することになったため、3条許可の取消願があったものです。

なお、3条許可申請所有権の18番に関連しています。

以上、議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書27ページを御覧ください。

1番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、土地の整形を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はレモンを栽培するものです。

4番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はレモンを栽培するものです。

5番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は麦、玉ねぎ、ブロッコリー、菜花、豆、野菜を栽培するものです。

次のページを御覧ください。

6番は、親族への生前部分贈与をするもので、移転後は水稻、野菜を栽培するものです。

次のページを御覧ください。

7番は、高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

8番は、兼業・高齢化による経営規模を縮小する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はジャガイモ、ブロッコリー等野菜を栽培するものです。

9番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻、サツマイモ、桃を栽培するものです。

次のページを御覧ください。

10番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻、野菜を栽培するものです。

11番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

なお、使用貸借に係る農地返還通知の3番に関連しています。

12番と次ページの13番は、親族への生前部分贈与をするもので、取得後は水稻、野菜を栽培するものです。

14番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

15番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

16番は、兼業・高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は季節野菜を栽培するものです。

17番は、親族への生前部分贈与をするもので、移転後は水稻を作付けするものです。

次のページを御覧ください。

18番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はサツマイモ、花き、果樹を栽培するものです。

なお、3条許可申請取消願の1番に関連しています。

19番は、経営規模を縮小する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は柑橘類の果樹を栽培するものです。

20番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はブドウを栽培するものです。

21番は、後継者へ生前部分贈与する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、移転後は水稲、麦を作付けするものです。

22番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は一般野菜を栽培するものです。

23番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稲を作付けするものです。

次のページを御覧ください。

24番は、高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稲を作付けするものです。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定について御説明いたします。

次のページを御覧ください。

1番は、高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が期間20年の使用貸借を設定するもので、野菜を栽培するものです。

なお、18条6項通知の7番に関連しています。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転24件、使用貸借1件について御審議いただきますよう、よろしく御願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

福田主任主事 議案第11号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書34ページを御覧ください。

1番は、耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄さ

れたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森農政課長補佐 議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和8年5月7日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが、提出されております。

申請のあった案件につきましては、各地区部会において、現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件につきましては、問題無い旨の報告を受けております。

次に、資料の内容につきまして、御説明いたします。

1ページの総括表を御覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が、各地区順に記載されております。

7ページの下段に、今回の除外後の用途区分ごとの件数及び面積が記載されており、合計件数が42件、面積が47,734.27平方メートルでございます。

次に、8ページを御覧ください。

農業用施設として申請地を利用するため、用途区分の変更を行うもので、合計件数が4件、面積が2,300.52平方メートルでございます。

以上、議案12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の1ページを御覧ください。

令和8年4月9日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、5ページから9ページのとおり、令和8年4月8日付けで事業者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるものです。

開発行為を行う土地は、高松市庵治町字丸山90番1 外3筆、高松市牟礼町牟礼字北山田3438番1 外2筆の野山地区であります。

2ページのとおり、現開発計画の期間が令和8年3月22日で経過したことや、現在、土地開発を行っている場所について、一部、新規事業者が参入して採石を行うことから、新規の協議となるものです。

14ページに位置図を付けています。

17ページ以降には、土地利用計画図等の図面を付けています。

資料2の鑑を御覧ください。概要をまとめています。

土地開発行為の目的は、土石を採取するものです。

令和8年4月24日に、地区担当農業委員、担当職員、庵治石開発協同組合職員で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

このことを踏まえて、高松市長には、下段5のとおり「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申

しあげます。

資料3の1ページを御覧ください。

令和8年4月16日付けで、高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会があり、これは2ページから6ページのとおり令和8年4月8日付けで、庵治・牟礼地区での事業について、採石事業者5者から、香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

採石行為を行う土地の所在は、高松市庵治町字丸山90番1 外3筆、及び牟礼町牟礼字北山田3438番1 外2筆の野山地区で採取するもので、採取期間は許可後3年間です。

11ページ以降に位置図、利用計画平面図等の図面を付けています。

本採石法による認可申請は、議案13号で意見照会のあった、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の規定による土地開発行為協議書と同一の事業者、同一の場所であり、現地調査の際に採取場の下流域に農地があることを確認しています。

資料3の鑑を御覧ください

このことを踏まえて、高松市長には、「採取に当たっては、採取場の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第14号 採石法33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第14号については原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第14号については原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政係長 議案第15号、地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

本件は、令和8年4月1日付け地域農業経営基盤強化促進計画(以下、「地域計画」という。)の変更公告後、地域計画内の農用地等のうち農振除外及び農地転用する場合は、改めて地域計画から除外し、変更する必要があります。

そのため、令和8年5月1日付けで、高松市長から地域計画の変更について農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、意見を求められているものです。

2枚目は、農振除外及び農地転用のため地域計画から除外する農用地一覧表になります。表の左から地区名、町名、地番、枝番、地目、登記面積、除外面積、利用目的、利用者及び変更理由を記載しています。

3枚目は、今回新たに地域計画に位置付ける者の変更一覧表になります。表の左から地区名、区分、氏名、住所、事由、経営作目及び経営面積を記載しています。

また、4枚目については、目次として、地域計画（案）地区一覧表を添付しており、地区名とページ番号を記載しています。地域計画は、全部で30プランあり、各農業委員に貸与しているタブレットのラインワークスに地区ごとで地域計画（案）及び目標地図（案）を掲載しています。

以上、議案第15号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第15号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第15号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

報告事項 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森課長補佐 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料5を御覧ください。

期間としましては、令和8年4月9日から同年5月1日分までであります。

まず、許可件数ですが、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が8件、4月議決分といたしまして4条が6件、5条が10件、合計で4条が6件、5条が18件です。

取下につきましてはありませんでした。

許可保留件数につきましては、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が27件、4月議決分といたしまして4条が0件、5条が5件、合計で4条が0件、5条が32件です。

取下につきましてはありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。

許可保留案件は、ありませんでした。

2ページを御覧ください。

次に5条関係です。

令和7年9月議決分の所有権、18番、43番が表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

次に、同年11月議決分の所有権13番が表の右端欄のとおり、開発許可、用途廃止、道路工事承認、法定外占用未了により、許可保留となっております。

次に、同年12月議決分の所有権1番が表の右端欄のとおり、盛土規制、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

次に、令和8年1月議決分の所有権4番から7番、15番から19番、27番、31番が右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、盛土規制、法定外占用、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

次に、同年2月議決分の所有権、1番、5番が表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同年3月議決分の所有権、3番から6番、12番、17番、18番、27番、31番、32番が、右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認、法定外占用、盛土規制未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同年4月議決分の所有権、1番、8番、使用貸借4番から6番が表の右端欄のとおり、それぞれ、盛土規制、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

以上で今回の許可状況についての報告を終了します。

議長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和8年度第2回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時9分 閉会